

1 現状

- 市内41カ所で水道法水質基準項目40項目の地下水質検査を年1回実施（R7予算：127千円/カ所）

2 課題

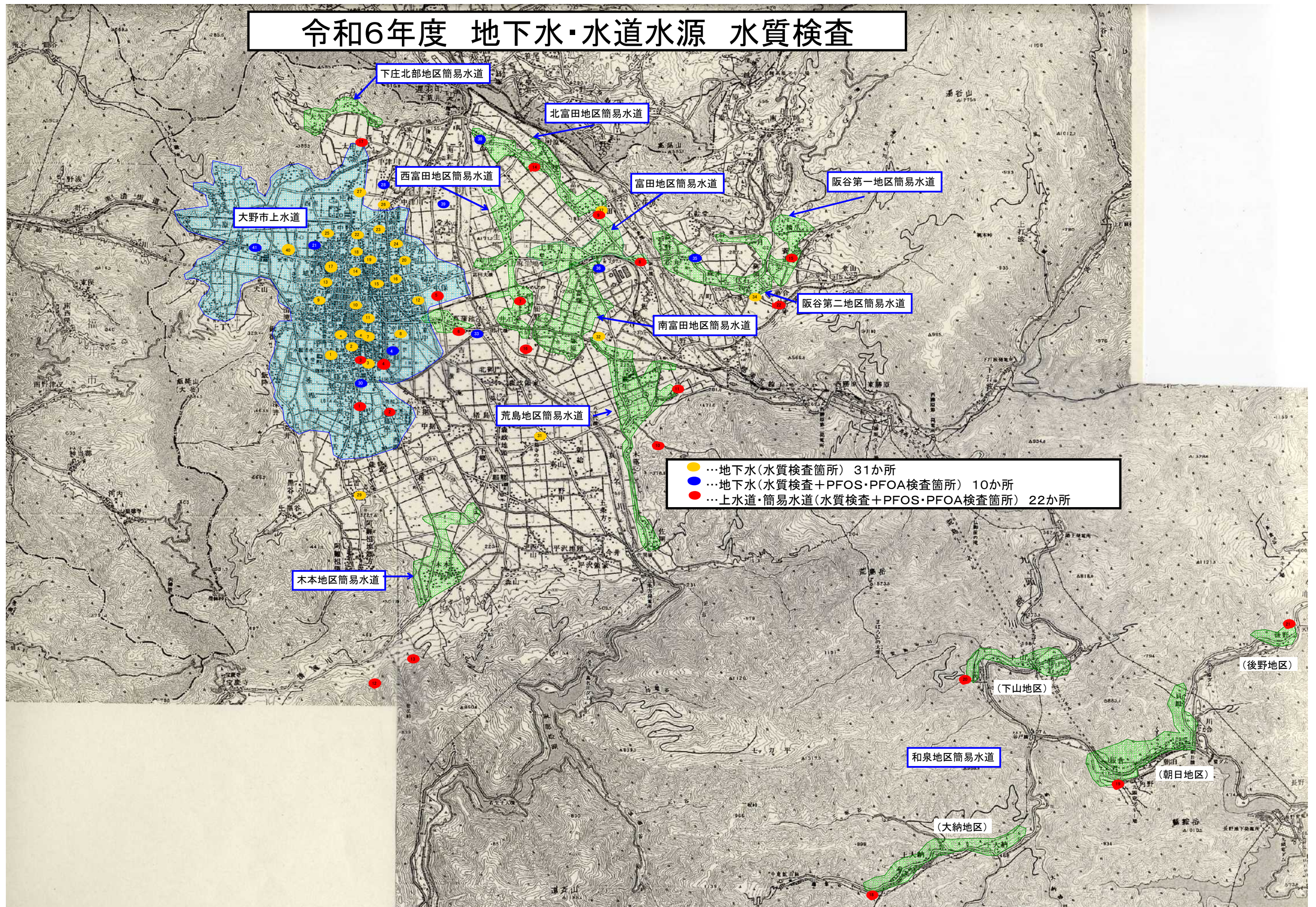
- PFOS・PF0Aは水道法水質基準項目となり、令和8年4月1日から水道管理者等に義務付け
- 水道管理者に対する国の要請に応じ、令和6年度に地下水質検査を抽出10カ所及び上水道・簡易水道水源22カ所で測定し、いずれも検出下限未満値であった。
- PFOS・PF0Aは、既に製造及び輸入が禁止されており、市内で検出されていないにもかかわらず、市内41カ所の検査費用として60千円/カ所以上の追加費用が予想される。

3 取組み方針・内容

- 市内41カ所、40項目（従来の水道水質基準項目）の地下水質検査を毎年実施（現行を維持）
- PFOS・PF0Aの地下水質検査は、10カ所程度/年の抽出検査を実施（追加）

※上水道及び簡易水道水源の結果を情報共有し、監視する

令和6年度 地下水・水道水源 水質検査



(抜粋)



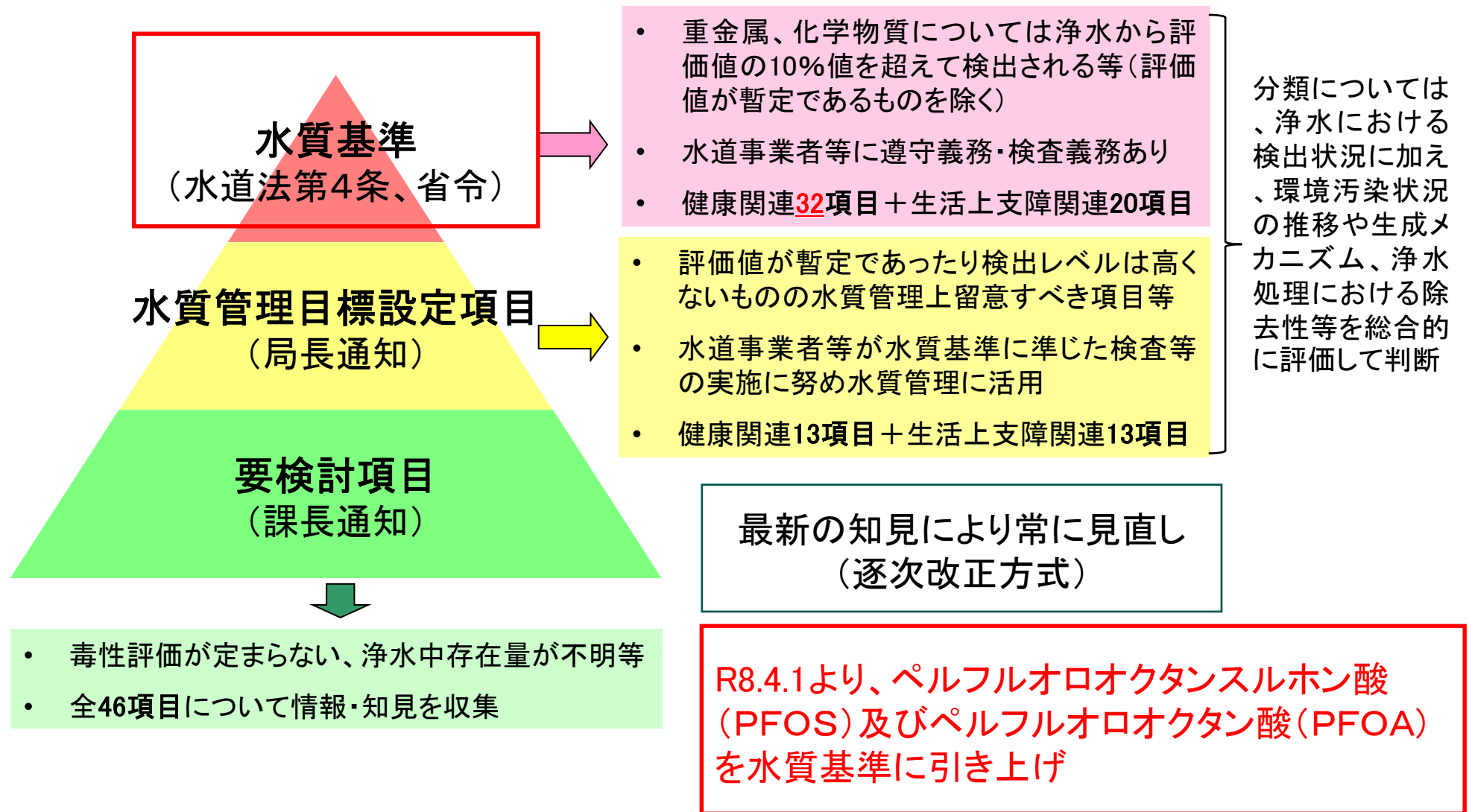
水質基準に関する省令改正の概要について

令和7年8月8日

水道水質・衛生管理室



水道水質基準等の体系



水質基準項目（52項目）

令和8年4月1日適用

	項目	基準		項目	基準
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下	27	臭素酸	0.01mg/L以下
2	大腸菌	検出されないこと	28	総トリハロメタン (23、25、29及び30の濃度の総和)	0.1mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	29	トリクロ酢酸	0.03mg/L以下
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	30	ブロモジクロメタン	0.03mg/L以下
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	31	ブロモホルム	0.09mg/L以下
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	35	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	39	塩化物イオン	200mg/L以下
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	41	蒸発残留物	500mg/L以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	43	ジオスミン	0.00001mg/L以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS） 及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	0.00005mg/L以下	46	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下
21	ベンゼン	0.01mg/L以下	47	有機物(全有機炭素（TOC）の量)	3mg/L以下
22	塩素酸	0.6mg/L以下	48	pH値	5.8以上8.6以下
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	49	味	異常でないこと
24	クロロホルム	0.06mg/L以下	50	臭気	異常でないこと
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	51	色度	5度以下
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	52	濁度	2度以下

PFOS、PFOAの概要

PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）

主な用途

半導体用反射防止剤・レジスト※、
金属メッキ処理剤、泡消火薬剤 等

※電子回路基板を製造する際に表面に塗布する薬剤

PFOA（ペルフルオロオクタン酸）

主な用途

フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤 等

性質

難分解性、生物蓄積性、人及び動植物に対する慢性毒性

規制等の 状況

- 化学物質審査規制法（化審法）に基づき**製造・輸入等を原則禁止**
（PFOS 2010年、PFOA 2021年）
- 公共用水域・地下水におけるPFOS及びPFOAについて「指針値（暫定）」に代え「指針値」（合計値で50ng/L）を設定（2025年）
- 水道水**におけるPFOS及びPFOAの**水質基準**（合算値で**50ng/L**）を設定（2025年）
 - 最新の科学的知見に基づき、審議会において水道水質基準への引き上げ等の方向性をとりまとめ、2025年6月30日に水道法の省令改正・公布（2026年4月1日施行）

注) 1ng/L（ナノグラム・パー・リットル）：水1リットル中、10億分の1グラム
（東京ドーム1つ分の容積の水（120万m³）に1.2gが含まれているときの濃度）